

## トップチーム活用事業補助金交付要項

### 1 目的

宮崎県競技力向上対策基本方針に基づき、本県競技力の向上を図る。

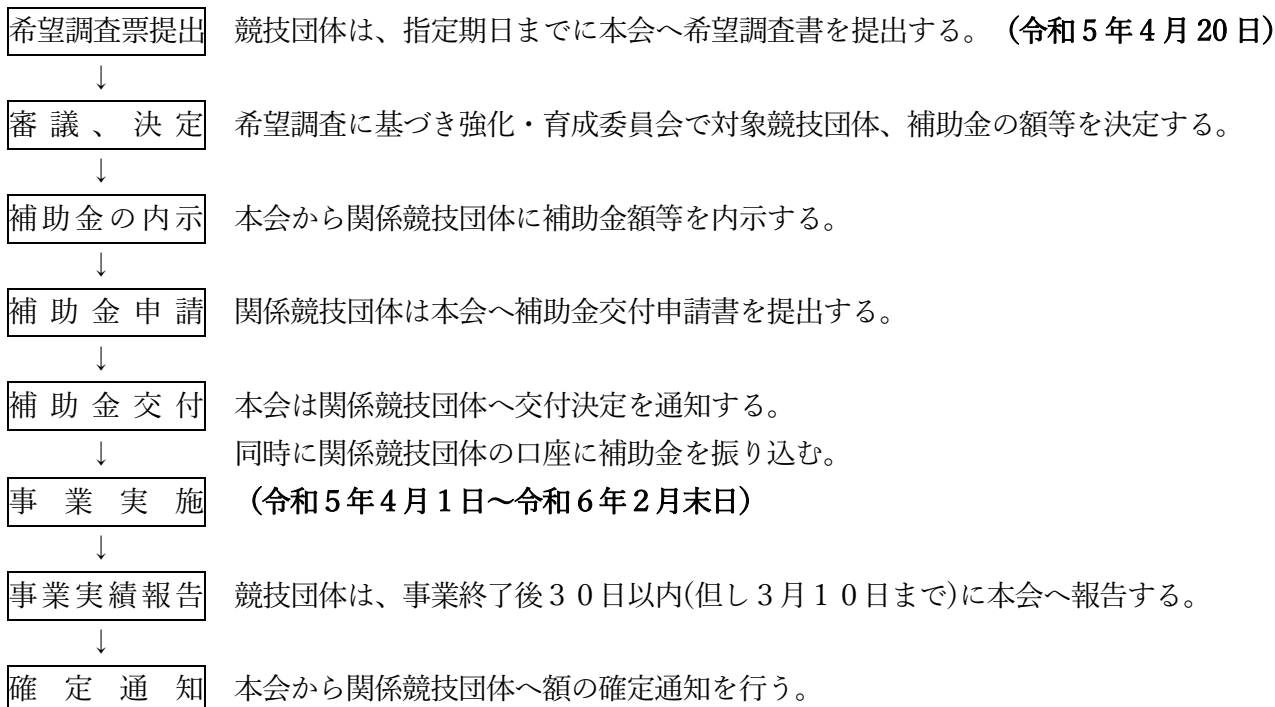
### 2 補助対象

優れた競技力を有し国民体育大会での活躍が期待される競技の国体チーム（単独または選抜チーム）

### 3 補助対象経費等（領収書の宛名は、招待した本県競技団体名とする。）

- (1) 交通費 県外チームを招聘しての合同練習等に伴う講師、指導者、選手の旅費
- (2) 宿泊費 県内外1泊9,800円（税込）以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。
- (3) 使用料賃借料 会場借上料、競技用器具使用料等
- (4) 報償費 合同練習等に伴う講師謝礼 ※上限1回20,000円とする。
- (5) 需用費 消耗品費、印刷製本費、移動に伴う燃料費 等
- (6) 役務費 傷害保険料や振込手数料

### 4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正